

# かとう知っところ情報 (第86版)

ホームページ・Instagram・Facebookでも情報発信中！

発行日：令和3年7月20日

発行：加東市商工会

## 月次支援金の申請受付が 始まっています

2021年の4月以降に実施される緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取り組みを国が支援します。

(給付額) 中小法人等：上限20万円/月  
個人事業者等：上限10万円/月

(給付対象) ①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

(申請期間) 4月分・5月分・2021/6/16～8/15  
6月分・・・2021/7/1～8/31  
7月分・・・2021/8/1～9/30  
8月分・・・2021/9/1～10/31

申請方法は、「一時支援金」と同じで、登録機関による「事前確認」が必要となります。なお、「一時支援金」を受給された方は、改めて「事前確認」を行う必要はありません。

詳細は、「月次支援金事務局ホームページ」をご確認ください。[\(https://ichijishienkin.go.jp/\)](https://ichijishienkin.go.jp/)

## 新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金（飲食店向け）

【第5期 6月21日～7月11日 休業・時短要請分】

まん延防止等重点措置・県による時短要請により、6月21日から7月11日までの休業・営業時間短縮の要請に応じていただいた飲食店を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県が支給します。

(対象者) 県の要請に応じて休業・時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者の方

(支給額) 売上高又はその減少額に応じて1日あたり2.5万円～20万円/店舗×時短営業日数

(対象期間) 令和3年6月21日(月)～7月11日(日)

【申請受付期間】

**令和3年7月12日(月)～令和3年8月31日(火)**

電子申請または郵送のいずれかの方法で、申請書と添付書類を提出してください。加東市商工会の窓口でも申請書を配布しております。

詳細は、兵庫県のホームページをご確認ください。  
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin5.html>)

(問い合わせ) 兵庫県時短協力金コールセンター  
078-361-2501  
※平日9:00～17:00

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）

（第6期：7月12日～7月31日 休業・時短要請分）

県による時短要請により、7月12日(月)から7月31日(土)までの休業・営業時間短縮の要請に応じていただいた飲食店を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県が支給します。

(対象者) 県の要請に応じて休業・時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者の方

(支給額) 神戸・阪神南・阪神北地域・明石市

売上高又はその減少額に応じて1日あたり2.5万円～20万円/店舗×時短営業日数  
東播磨(明石市除く)・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域  
2万円/日・店舗

(対象期間) 令和3年7月12日(月)～7月31日(土)

詳細は決まり次第、公表。兵庫県のホームページをご確認ください。

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin5.html>)

(問い合わせ) 兵庫県時短協力金コールセンター 078-361-2501 ※平日9:00～17:00

# 酒類販売事業者支援金の受付が始まっています

## 【対象者】

(1)令和3年3月31日以前に開業し、県内に本店を有する中小企業等であって、知事の要請を受けて休業または時間短縮営業をし、酒類の提供を停止する飲食店と取引のある一般酒類小売業免許または通信販売酒類小売業免許を有する酒類販売事業者であること。

(2)飲食店が休業または時間短縮営業、酒類提供の停止をしてことによる影響を受け、令和3年4月、5月または6月の売上が前年または前々年同期対比で30%以上50%未満減少していること。

(3)令和3年4月、5月または6月と同期間を対象とする、地方公共団体等が実施する休業および時間短縮営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者または国において実施する月次支援金の支給対象となっている事業者ではないこと。また、令和3年4月、5月または6月と同期間を対象とした、地方公共団体等が実施する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業からの給付を受けないこと。

## 【申請期間】

7月12日(月)～8月20日(金) 消印有効 ※申請期限前であっても予算額に達し次第終了。

## 【支給額等】

4月 2万円～4万円      5月 10万円～20万円      6月 6.6万円～13.3万円

## 【問い合わせ】

- 酒販組合員・組合加入ご希望の方      兵庫県小売酒販組合連合会      電話：078-362-9893
  - 酒販組合員でない方      酒類販売事業者支援金事務局      電話：078-362-9893
- いずれも開設時間：午前10時から午後5時(土日祝日を除く)
- 詳細は兵庫県 HP <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/getsujiboshu.html>

## 各補助金の申請スケジュールについて

受付締切が近づいている各種補助金の情報をお知らせします。

■**事業再構築補助金(第3回)【受付】令和3年7月下旬～(予定)** ※電子申請システムでのみ受付

■**持続化補助金【低感染リスク型ビジネス枠】(第3回)【受付締切】令和3年9月8日(水)**

※電子申請システムでのみ受付

■**ものづくり補助金【一般型・グローバル展開型】(7次締切)【受付締切】令和3年8月17日(火)17:00**

※電子申請システムでのみ受付

なお、いずれの補助金も事前に「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。また、申請の際に「支援機関確認書」が必要な場合があります。申請を検討されている方は、お早めに商工会等の支援機関の窓口へご相談ください。

## 「大丸松坂屋オンラインショッピング事業」の商品募集について

全国連が大丸松坂屋百貨店と連携を図り、大丸松坂屋オンラインショッピングサイト内に特設ページを設置し、販売会を実施します。

■販売期間・・・令和3年10月31日(日)～12月23日(木)

■エントリー対象者・・・中小・小規模事業者

■商品対象・・・食品 1次産品(果物・野菜・魚介・水産品・肉類・卵・米など)  
加工品(加工食品・調味料・スイーツ・飲料・酒類など)

■募集期間・・・令和3年7月13日(火)～8月20日(金) 17:00まで

■申込費用・・・無料

■エントリー制限・・・200商品限定(先着順)、1社につき2商品までエントリー可  
※先着順のため上限数に達した場合、期間内でも前倒しで募集を終了します。  
※大丸松坂屋の意向により、個別にエントリー商品数が変わる場合があります。

■応募方法(申込書と商品画像の提出)

①申込書：「エントリー商品申込書」をご利用ください。食品・非食品で申込書が異なるのでご注意ください。

②申込方法：「エントリー商品申込書」を直接、運営事務局宛にご提出ください。

③締切日：8月20日(金)17:00まで

④提出先：大丸松坂屋百貨店オンラインショッピング事業運営事務局宛に、必ずメールにて申込書ファイル  
商品画像 1MB以上のjpg画像を添付して応募してください。

■お問い合わせ・ご連絡先

大丸松坂屋オンラインショッピング事務局

電話 080-9665-1040 ファックス 03-3701-8062 E-mail [ec@jaga.co.jp](mailto:ec@jaga.co.jp)

受付時間は、土日祝祭日を除く 月曜日～金曜日の10:00～18:00まで